

重複・頻回受診者の保健指導について

重複・頻回受診者訪問保健指導事業(平成 28 年度方針)

平成 28 年 2 月 16 日

《目 的》

被保険者の適正な受診行動を促し、健康保持及び増進につなげることを目的として実施する。

《これまでの経過》

平成 23 年度から広域連合が手作業で重複受診者を抽出し、該当市町へ依頼して保健指導を実施してきた(年間数件程度)。

厚労省から、頻回受診者に対しても保健指導を実施するよう通知文書や電話による指導を受けた。

平成 26 年度に広域連合が策定したデータヘルス計画の中で本事業を実施することとしたが、県内 29 市町でも同計画の対象事業になると考えられるため、広域連合と市町が連携をして事業実施にあたりたい。

《対象者》

【重複受診】1 ヶ月に同一疾病で 3 箇所以上の医療機関を受診し、それが 3 ヶ月間連続する者。

【頻回受診】1 ヶ月に同一疾病で同一診療機関を 15 回以上受診し、それが 3 ヶ月間連続する者。

※ただし上記より、癌、透析、認知症、精神疾患、難病の患者は除く。

※該当件数は 3 ヶ月で重複受診者が 10 件程度、頻回受診者 1,000 件程度。

※重複服薬者も対象に含めることを検討していきたい。

《従事者》

市町の職員及び外部業者の活用による対応を考えている。

《事業内容》

- ① 候補者抽出・名簿配付(広域連合→市町)
- ② 訪問対象者選考(市町、広域連合)
- ③ 訪問指導実施(市町及び外部業者)

《費 用》

平成 28 年度予算要求額 4,921 千円

《今後の取り組み等》

平成 27 年度は訪問指導を実施する予定であったが、候補者名簿を参考資料として市町へ配付するにとどめた。

平成 28 年度は、市町と連携した事業実施に向けて、実現可能な方法について運営検討会議を通して調整していきたい。